

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-08-25

飲酒運転対策の最適な制度設計をめざして： その学際的研究

今井, 猛嘉 / IMAI, Takeyoshi

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

科学研究費助成事業 研究成果報告書

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

4

(発行年 / Year)

2014-06

平成 26 年 6 月 5 日現在

機関番号：32675

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2010～2013

課題番号：22330027

研究課題名(和文) 飲酒運転対策の最適な制度設計をめざして—その学際的研究

研究課題名(英文) An interdisciplinary study for the optimal regulations against drunken driving

研究代表者

今井 猛嘉 (IMAI, Takeyoshi)

法政大学・法務研究科・教授

研究者番号：50203295

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 12,800,000円、(間接経費) 3,840,000円

研究成果の概要(和文)：飲酒運転は極めて危険な行為だが、その効果的な抑止策は、従来、多角的に検証されてはこなかった。そこで、本研究では、飲酒運転の背景を、法社会学、法と心理学、医学の知見も踏まえて検討した。その結果、飲酒運転を防止するには、①違反者に飲酒運転の悪質性、重大性を十分に理解させ、将来、同種の運転をしない意識を涵養させること、②こうした内面形成のためには、違反者に、課されるべき制裁(刑罰を含む)の意義をも十分に理解させる必要があること、③以上の目的達成のために、先ずは、飲酒運転を繰り返した者(最も危険な行為者群)を念頭におき、その悪弊の除去に資する医学、心理学的プログラムの導入が望ましいことが確認された。

研究成果の概要(英文)：The effectiveness of regulating drunken driving through the Road Traffic Act or the Penal Code hasn't been considered thoroughly from different viewpoints. So, this study examined it from the following standpoints; the legal, socio-legal, psychological or legal-psychological and medical one. As a result, the following points have been confirmed as crucial elements for better prevention of drunken driving. (1) It is vital to make offenders realise the wrongfulness of the drunken driving more seriously. (2) It is also essential to have him appreciate the stigma of the fact that he was found guilty for such a shameful act. Through this awareness, he can enhance a sense of compliance with the social norm not to drive while being intoxicated. (3) To promote this step, a newly drafted programme is needed. Such one should be that which will give him chances to reflect the wrongfulness and danger of their driving from medical as well as psychological perspectives.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：飲酒運転 刑事責任 社会規範 コンプライアンス 犯罪予防策

様式 C-19、F-19、Z-19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

飲酒運転が多発し、その効果的な抑止策の検討が、社会的に要請されていた。

飲酒運転者に対しては、道交法や刑法による制裁が予定されているが、再犯者を含め、重大な人身事故の危険性を秘めた飲酒運転者が多数検挙されていた。そこで、その徹底した抑止が大きな課題となっていた。

2. 研究の目的

飲酒運転の効果的な抑止策を学際的に検討することが、本研究の目的である。

1で前述したような事態が生じたのは、飲酒運転(者)に対して、法的には一定の制度が予定されているものの、その制裁賦課を通じては、飲酒運転者の心理的傾向が改善されていないこと、また、社会的にも飲酒運転を多少なりとも許容ないし是認する風潮があることとも関係があるように思われた。

そこで、こうした、飲酒運転の背景にも留意しつつ、以下の点を検討することとした。

即ち、上記のような、飲酒運転に係る望ましくない環境の調整と、より積極的に飲酒運転防止に向けた規範意識を育成するための制度を構築するべく、関係諸科学(心理学、法と心理学、医学、社会学、産業社会学)の知見を動員し、法制度に対する人々の遵守意識が高まるようなプログラムの構築が目指されることになった。

3. 研究の方法

法学、医学、心理学、社会学の知見を動員して飲酒運転対策を検討する方法が検討された。

2で述べた観点から、刑事法のみならず、関係諸科学の知見を導入して、制裁の再犯防止機能(それは、法制度を自己の遵法意識へと内面化する心理的過程を前提とするものである)を検討した。

飲酒運転は、殺人罪等の重大な犯罪とは異なり、一般市民が、つい行ってしまいがちなものであるが、その違法性については事前に十分に認識されているべき行為でもある。そこで、こうした(決して軽微ではないが)その違法性についての意識が欠如しがちな行為類型が存在するのは何故か、法定刑が低いからか、実際の刑罰の量定が違反に見合っていると理解されていないからか(以上、刑事法的観点)、トラック、バス、タクシードライバー等、自動車を用いる業務に従事している者の労働条件によっては、勤務の厳しさ等から飲酒せざるを得ない傾向が見いだされるのか(社会学的観点)、飲酒が運転に与える医学的悪影響が十分に理解されていないのではないか(医学的観点)、これらのことが一般論としては理解されているものの、犯

罪ないし裁判報道等を通じて十分に伝達されておらず、それが、ひいては、一般市民の法遵守意識の向上を阻害しているのではないか(心理学ないし法と心理学的観点)を検討する必要がある、との認識に至った。

同時に、このような、本研究の目的に叶う制度が既に利用されていないかを確認するため、海外での類似の制度について考察を加えることとした。具体的には、欧州とアメリカ合衆国での動向に注意が向けられることとなった。

4. 研究成果

医学、心理学、社会学的にも有効な飲酒運転抑止プログラムの骨子について、基礎的検討を加えた。その結果、以下の知見を得た。

飲酒運転は、交通道德に悖るとともに、歩行者、運転者らの傷害、更には死亡といった重大な結果を惹起しうる危険な行為である。この行為を行った者(違反者。有罪判決が確定すると犯罪者となるべき者)に制裁を加えつつ、将来の同種行為を抑止するために、前述のように、法律(道路交通法、刑法)は所定の規定を整備しているが、その実効性が多角的に検証されてはこなかったが故に、それらの規定の社会的価値を再検討する契機が乏しいという問題が、確認された。

この問題に取り組むため、本研究では、飲酒運転を巡る状況を、法社会学、法と心理学、医学の知見も踏まえて検討した結果、これを防止する視点ないし対策として、以下のものが確認された。

- (1) 違反者に飲酒運転の悪質性、重大性を十分に理解させ、将来、同種の運転をしない意識を涵養させることが何よりも重要であること。
- (2) こうした内面形成のためには、違反者に、課されるべき制裁(刑罰を含む)の意義をも十分に理解させる必要があること。
- (3) 以上の目的達成のために、まずは、飲酒運転を繰り返した者(最も危険な行為者群)を念頭におき、その悪弊の除去に資する医学、心理学的プログラムの導入が望ましいこと。
- (4) この種のプログラムは、海外では活発に利用されており、日本でも同種の制度が有効と思われる場面が認められる。そこで、今後は、その導入に向けた研究を続けることが要請されること。
- (5) 例えば、アメリカ合衆国で活用されているDWI Courtは、アルコール依存症が見られる犯罪者の社会復帰に向けた一種のリハビリ施設として機能しており、飲酒運転の再犯防止にも大きな成果を

- 上げていること。
- (6) 日本にDWI Courtをそのまま導入することはできないが、そこでの取り組みの要点(対象者のアルコール依存症の治癒に特化した施策の実施等)には、参考にするべき点が多く、今後とも検討を加えていく必要があること。

以上である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 10 件)

① 今井猛嘉 「危険運転致死傷罪を巡る問題状況」交通法研究 42 号 (2014 年) 129-175 頁。査読有

② 木林和彦 (Kazuhiko Kibayashi, Ken-ichiro Nakao, Ayako Ro), 「Evaluation of the morphological changes of gastric mucosa induced by a low concentration of acetic acid using a rat model」 Journal of Forensic and Legal Medicine, 22(2014)99-106。査読無

③ 今井猛嘉 「飲酒運転対策の多角化について」研修 783 号 (2013 年) 3-18 頁。査読無

④ 今井猛嘉 「飲酒運転対策の状況；アメリカ合衆国における DWI Court の取り組み」法政法科大学院紀要 (第 9 巻第 1 号) (2013 年) 1-18 頁。査読無

⑤ 今井猛嘉 「危険運転致死傷罪への対応：近時のイギリスの動向を参考にして」法学志林 110 巻 3 号 (2013 年) 47-69 頁。査読無

⑥ 木林和彦 (Kazuhiko Kibayashi, Ryo Shimada and Ken-ichiro Nakao) 「Temporal and regional variations in accidental deaths of elderly people in Japan」 Medicine, Science and the Law, <http://msl.sagepub.com/content/53/3/172.short> (published online 28 June 2013)。査読無

⑦ 木林和彦 (Kazuhiko

Kibayashi, Ken-ichiro Nakao, Ryo Shimada, Kenji Hara) 「Experimental Study on Age Estimation of Bloodstains Based on Biological and Toxicological Analysis」 The Open Forensic Science Journal, 2013, 6, 6-11。査読無

⑧ 松村良之 「法学の視点から---法と正義の心理学的基盤・コメント 1 ---」、法社会学 78 号 (2013 年) 166-174。査読無

⑨ 松村良之 「人々は『鑑定』をどのように見ているか---裁判員制度と刑事司法に対する意識調査に基づいて」白取祐司 (編) 『刑事裁判における心理学・心理鑑定の可能性』 (2013 年)、日本評論社、p27-58。査読無

⑩ 今井猛嘉 「飲酒運転対策の動向—ヨーロッパにおける状況—」法学志林 108 巻 4 号 (2011 年) 1-27 頁。査読無

[学会発表] (計 3 件)

① 今井猛嘉 「死亡事故の処理と再発防止：法律学の観点から」。日本生命倫理学会。平成 25 年 12 月 1 日。東京大学 (東京都)。

② 今井猛嘉 「危険運転致死傷罪に関する改正と子どもの安全」。日本児童安全学会。平成 25 年 7 月 27 日。学士会館 (東京都)。

③ 今井猛嘉 「危険運転致死傷罪を巡る問題状況」。日本交通法学会。平成 25 年 5 月 18 日。早稲田大学 (東京都)。

[その他]

6. 研究組織

(1) 研究代表者

今井 猛嘉 (IMAI, Takeyoshi)

法政大学・大学院法務研究科・教授

研究者番号：50203295

(2) 研究分担者

松村 良之 (MATSUMURA, Yoshiyuki)
明治大学・研究・知財戦略機構・研究員
研究者番号：80091502

仲 真紀子 (NAKA, Makiko)
北海道大学・文学研究科・教授
研究者番号：00172255

田中 利幸 (TANAKA, Toshiyuki)
法政大学・法学部・教授
研究者番号：60114980

城下 裕二 (SHIROSHITA, Yuuji)
北海道大学・法学 (政治学) 研究科 (研究院)・
教授
研究者番号：90226332

木林 和彦 (KIBAYASHI, Kazuhiko)
東京女子医科大学・医学部・教授
研究者番号：20244113

尾形 隆彰 (OGATA, Takaaki)
千葉大学・文学部・教授
研究者番号：80125913